

企業の農業参入

～兵庫県で農業を始めませんか？～

支援内容(令和元年度)

▲—兵庫県だけの独自支援

①新たに農業を始める場合

栽培技術の修得等に係る経費(※上限50万円/企業)を支援し、参入を応援します！

募集中(令和2年3月現在)

②雇用を拡大する場合

雇用の拡大に係る経費(※上限40万円/企業)を支援し、経営発展を応援します！

募集中(令和2年3月現在)

(※) 補助金の交付にあたっては、詳細要件があります。
(詳しくは裏面【企業の農業参入推進事業】参照)

問い合わせ先

兵庫県 農政環境部 農政企画局 農業経営課
企業の農業参入推進事業担当
TEL：078-362-4035
FAX：078-362-9394

参入の相談窓口



相談対応・支援の拠点として、「就農支援センター」を設置しております。

○全般的な相談窓口

「ひょうご就農支援センター」 TEL：078-391-1222

HPアドレス：<http://hyogo-shunou.jp/>

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-15-3 (兵庫県農業共済会館3階)

○予約制 (事前に TEL 予約をお願いします)

○月～金 (祝祭日除く) 9時～11時、13時～16時

○地域の相談窓口

「農林振興事務所」(助成制度の相談)

県内10箇所に、地域段階での企業参入相談の窓口を設置していますので、就農したい地域の所管区域を確認の上、ご相談ください。

「地域就農支援センター」(技術・経営、資金等の相談)

県内13箇所に、地域段階での就農相談・支援の窓口を設置していますので、就農したい地域の所管区域を確認の上、ご相談ください。

企業の農業参入推進事業のご案内



兵庫県では、農業に参入して間もない企業の皆様がその経営を安定させ、地域にしっかりと定着できるよう、参入初期に必要な経費を支援します。

また、新たな雇用を行い、農業部門を更に発展させようとする企業の皆様に対してもその取組を支援します。

《支援内容》

①参入定着支援(参入1～3年目の企業様対象)

○新規参入企業の農業経営の確立、経営安定を支援

- ・農業生産技術、経営ノウハウの習得に要する経費
- ・農産物を活用した新商品開発等に要する経費
- ・地元農家の参画を図るための説明会や展示ほ設置に要する経費

(活用例) 農業コンサルから1年を通じた栽培技術の習得

加工品の試作とパッケージデザインによる商品力強化



②経営力向上支援(農業分野で雇用を拡大する企業様対象)

○雇用者を増加させる企業の、新たな事業拡大の取組を支援

- ・新しい事業の実施に要する経費
- ・新規雇用者を指導できる栽培指導者の育成に要する経費

(活用例) インターネットを利用した新たな販売方法の検討

農場長とする社員育成のため、地元篤農家へ技術習得派遣



《対象経費》 報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料 等ソフト経費全般

※①、②共通

《主な要件等》

○事業が実施できる法人

- ・兵庫県内において農業経営を行う、農業を主たる事業としない法人。
- ・上記企業が農業経営を実施するために設立した法人。

※いずれも農地所有適格法人を除く

- ・①参入定着支援メニューは、参入後3年以内の法人のみ実施可能。
- ・②経営力向上支援メニューを実施する場合は、雇用者の増加を要件とする。

○補助金額の上限（経費の1/2の補助）

- ①参入定着支援 50万円/企業
- ②経営力向上支援 40万円/企業

《問い合わせ先》

事業の詳細が知りたい・事業が活用可能か等の相談をされたい場合は、

お近くの各県民局農林（水産）振興事務所 農政振興課

または、兵庫県農政環境部農業経営課（企業の農業参入推進事業担当）

TEL：078-362-4035 までお問い合わせください。

※予算の空き状況等により、事業が実施できない場合もありますのでご了承ください。